

年金の福祉還元事業に関する検証会議(第1回)

平成16年9月24日(金)
15時30分 ~ 17時00分
省 議 室

議 事 次 第

1. 開会

2. 厚生労働大臣挨拶

3. 議事

(1) 年金の福祉還元事業の概要について

(2) 検証会議における検証検討事項等について

4. 閉会

「年金の福祉還元事業に関する検証会議」の発足について

〔平成16年9月15日〕
厚生労働大臣決裁

1 趣旨

大規模年金保養基地（グリーンピア）事業、年金福祉施設事業及び年金住宅融資事業は、年金加入者や受給者の福祉の増進のため、年金の福祉還元事業として長年にわたり実施されてきた。

年金財政の厳しい状況に鑑み、今後、これらの事業については徹底的に整理合理化することとしているが、先般の年金改正法案の国会審議においても、これらの事業の意義、実施経緯等について議論されたところである。

本検証会議は、第三者の参画を得て、厚生労働大臣が主宰し、今後の厚生労働行政の政策決定のあり方の見直しに資することを目的として、これらの年金福祉還元事業の実施経緯やそのあり方等を検証するものとする。

2 検証対象

- (1) 大規模年金保養基地（グリーンピア）事業
- (2) 年金福祉施設事業
- (3) 年金住宅融資事業

3 検証会議の運営

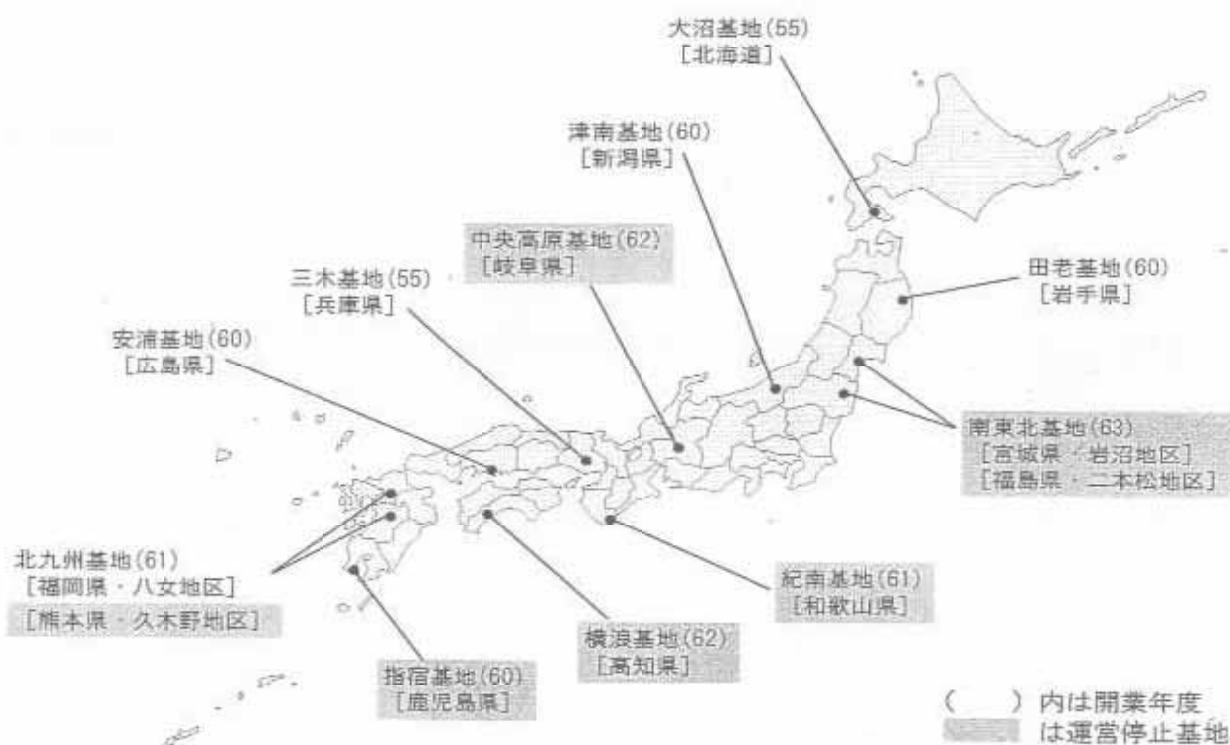
- (1) 厚生労働大臣は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (2) 検証会議は原則として公開とする。
- (3) 検証会議での検証結果については、厚生労働大臣に報告するとともに公表する。
- (4) 検証会議の検証の期間は、概ね1年間とする。
- (5) 検証会議の庶務は、年金局及び社会保険庁の協力を得て、大臣官房参事官（社会保険担当）が行う。

【大規模年金保養基地（グリーンピア）事業】

1. 大規模年金保養基地（グリーンピア）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 大規模年金保養基地の運営形態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 大規模年金保養基地年度別利用状況（基地別年度別）・・・・・・・・・・ 3
4. 大規模年金保養基地に関する経費負担について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 大規模年金保養基地（グリーンピア）の譲渡方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 大規模年金保養基地の譲渡状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. グリーンピア事業に関する主な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

大規模年金保養基地（グリーンピア）について

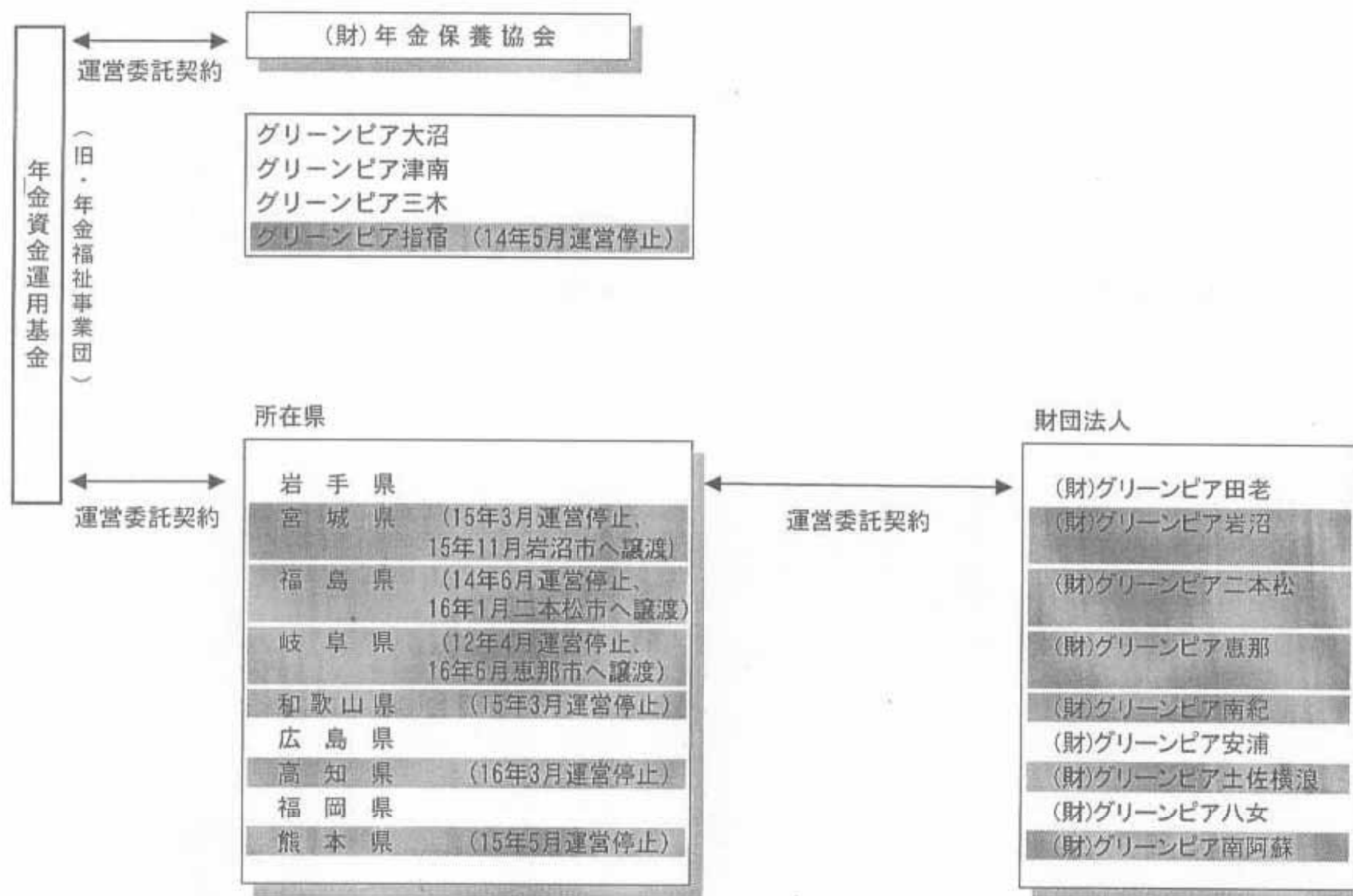
- 被保険者、年金受給者等のための保養施設として、旧年金福祉事業団（現：年金資金運用基金）が13ヶ所設置し、地方自治体等に委託して運営。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「平成17年度までに廃止、特に赤字施設についてはできるだけ早期に廃止する」とされた。
また、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）により、平成17年度末をもって廃止することとされた。
- 公的施設として引き続き活用されるよう、まず施設所在道県等への譲渡について調整し、それが見込めない場合には民間への譲渡を進める方針。



〔譲渡・運営停止の状況〕

岩沼基地	平成15年3月末運営停止。平成15年11月に岩沼市へ譲渡。
二本松基地	平成14年6月末運営停止。平成16年1月に二本松市へ譲渡。
中央高原基地	平成12年4月末運営停止。平成16年6月に恵那市へ譲渡。
横浪基地	竜地区を平成12年8月に学校法人明德義塾へ譲渡。他の地区を平成16年3月末運営停止。現在、須崎市に譲渡引受けを打診中。
紀南基地	平成15年3月末運営停止。現在、那智勝浦町等に譲渡引受けを打診中。
久木野基地	平成15年5月末運営停止。現在、久木野村に譲渡引受けを打診中。
指宿基地	平成14年5月末運営停止。平成16年9月、民間企業へ譲渡予定。
その他の基地	所在道県等に対し、譲渡引受けを打診中。

大規模年金保養基地の運営形態について



は運営停止基地

大規模年金保養基地年度別利用状況（基地別年度別）

（単位：千人）

基 地 名		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計
大 沼	日帰者	184	189	183	163	148	2,953
	宿泊者	52	52	53	49	45	598
	計	235	240	236	212	193	3,551
津 南	日帰者	90	78	71	63	75	2,485
	宿泊者	87	82	88	82	76	1,610
	計	176	161	158	144	151	4,095
三 木	日帰者	178	214	313	354	339	6,751
	宿泊者	69	70	71	70	70	1,845
	計	247	284	384	423	409	8,596
指 宿	日帰者	67	79	75	16	0	2,362
	宿泊者	66	59	66	7	0	1,171
	計	132	138	141	23	0	3,533
田 老	日帰者	86	79	74	57	53	1,846
	宿泊者	38	35	34	40	39	932
	計	124	115	108	97	91	2,778
南東北 （岩沼地区）	日帰者	86	77	80	65	0	1,411
	宿泊者	27	26	23	28	0	423
	計	113	103	103	93	0	1,834
南東北 （二本松地区）	日帰者	150	154	160	51	0	1,854
	宿泊者	38	43	40	9	0	531
	計	188	197	200	60	0	2,385
中央高原	日帰者	59	4	0	0	0	1,207
	宿泊者	25	3	0	0	0	372
	計	84	8	0	0	0	1,580
紀 南	日帰者	134	130	106	82	0	1,914
	宿泊者	27	25	24	20	0	515
	計	161	155	130	102	0	2,429
安 浦	日帰者	133	128	132	123	123	4,069
	宿泊者	39	38	42	43	46	773
	計	172	166	174	166	169	4,842
横 浪	日帰者	44	43	38	33	26	1,804
	宿泊者	20	19	18	20	25	326
	計	64	62	56	53	51	2,130
北九州 （八女地区）	日帰者	148	132	118	107	96	2,653
	宿泊者	32	31	31	29	27	588
	計	179	164	149	136	122	3,241
北九州 （久木野地区）	日帰者	96	89	88	57	12	1,814
	宿泊者	46	46	42	37	7	748
	計	142	135	130	93	19	2,562
合 計	日帰者	1,453	1,398	1,439	1,170	871	33,123
	宿泊者	565	530	531	432	335	10,432
	計	2,018	1,928	1,970	1,602	1,205	43,555

（注）大規模年金保養基地の運営は、大沼、津南、三木及び指宿の4か所は財団法人年金保養協会に、その他の9か所は所在県に委託され、それぞれ独立採算で運営。

中央高原基地は平成12年4月末、指宿基地は平成14年5月末、南東北基地（二本松地区）は平成14年6月末、南東北基地（岩沼地区）及び紀南基地は平成15年3月末、北九州基地（久木野地区）は平成15年5月末、横浪基地は平成16年3月末に運営停止。

大規模年金保養基地に関する経費負担について

- 基地の建設に要した費用のうち、1,914億円については、財政融資資金から借り入れ、年金特別会計の負担によって償還中であり、平成17年度までに償還を終える方針。

要償還額（元利合計）	3,508億円
昭和49年度から平成15年度までの償還済み額	2,803億円

- 上記のほか、固定資産税、森林維持管理等に要する経費として、平成15年度までに、年金特別会計から242億円を支出。

平成16年度は13億円を予算計上し、平成17年度は譲渡の進展に応じて減少の見込み。

- 基地別の累積収支状況（平成15年度末）

（単位：百万円）

大沼 （北海道）	津南 （新潟県）	三木 （兵庫県）	指宿 （鹿児島県）	田老 （岩手県）	岩沼 （宮城県）	二本松 （福島県）	中央高原 （岐阜県）	紀南 （和歌山県）	安浦 （広島県）	横浪 （高知県）	八女 （福岡県）	久木野 （熊本県）	合計
△ 309	1,189	182	△ 817	219	△ 73	△ 122	△ 73	△ 104	103	△ 1,249	101	138	△ 815

※ 基地従業員の人件費、光熱費等の運営経費については、赤字が生じても、基地の運営を委託された地方自治体又は（財）年金保養協会が負担。

大規模年金保養基地（グリーンピア）の譲渡方法

- 各基地に係るこれまでの経緯と地域に果たしてきた役割等を踏まえ、公的な施設として引き続き活用されるよう、まずは、地方公共団体等への譲渡を優先。

地方公共団体等に譲渡する際、①譲渡引受けの規模、②譲渡後の用途の公共性の度合い及び当該用途への供用期間、③雇用の確保といった条件の充足度合いに応じて、時価評価額から最大5割の減額を行った価格で譲渡。

- 地方公共団体等への譲渡が見込めない場合には、公募による競争入札を行い、民間団体へ譲渡。

大規模年金保養基地の譲渡状況

【横浪基地（高知県）】

- 基地の一部（竜地区）を平成12年8月4日に学校法人明德義塾に譲渡。
譲渡後、学校施設（国際学科）として活用。
- 譲渡価格は、4億8,200万円。
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。
なお、建設に要した費用は27億3,700万円。）

【岩沼基地（宮城県）】

- 平成15年11月25日に宮城県岩沼市に譲渡。
譲渡後、スポーツ施設は市が運営し、宿泊施設は民間業者が運営。
- 譲渡価格は、3億685万円。
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。
なお、建設に要した費用は78億8,300万円。）

【二本松基地（福島県）】

- 平成16年1月15日に福島県二本松市に譲渡。
譲渡後、温泉保養館等は市が運営し、宿泊施設は特別養護老人ホームとして活用される予定。
- 譲渡価格は、3億1,155万円。
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。
なお、建設に要した費用は80億7,500万円。）

【中央高原基地（岐阜県）】

- 平成16年6月30日に岐阜県恵那市に譲渡。
譲渡後、自然環境学習、健康増進、里山保存・体験及び地域交流等のための施設を整備して活用される予定。
- 譲渡価格は、1億5,600万円。
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。
なお、建設に要した費用は99億0,843万円。）

グリーンピア事業に関する主な経緯

事業を取り巻く状況・提言など	事業の実施状況
昭和 40 年代 高度成長が続き、余暇の有効利用をめぐる議論が活発となる中で、余暇活動に必要な公的施設に対する需要が増大	
昭和 47 年 6 月 国民年金法等改正時の附帯決議（衆議院・参議院） 「年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が十分反映されるようにし、運用使途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行うこと」	昭和 47 年 10 月 厚生大臣が「大規模年金保養基地構想」を発表 年金受給者に生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するとともに、勤労者やその家族の健全かつ有効な余暇利用に資することを目的として、大規模な保養のための総合施設を設ける構想を発表 昭和 47 年 10 月 厚生大臣の私的諮問機関として「大規模年金保養基地設置懇談会」を発足 保養基地の構想を具体化するため、建築、都市工学、医学、社会保障等各界の有識者 14 名からなる懇談会を発足 昭和 47 年 12 月 同懇談会が「大規模年金保養基地の設置に関する中間報告」をとりまとめ 「近年における国民一般を対象とした新しい福祉対策への需要の高まりにかんがみ、保養基地の開発については年金制度の大幅改善と相まって早急にその具体化が実現されるべきである。」
昭和 48 年 9 月 年金福祉事業団法を一部改正（10 月 1 日施行） 年金福祉事業団の業務に「保養のための総合施設の運営」を追加	昭和 50 年 7 月 厚生省が「大規模年金保養基地の設置及び運営に関する全体基本計画」を決定 各基地の基本的な計画の策定、13 ヶ所の基地の設置及び運営等について、全体基本計画を決定

昭和 59 年 1 月 行政改革に関する当面の実施方針について(閣議決定) 「大規模年金保養基地について、建設中の基地以外の新設は今後行わず、かつ、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。」 平成 7 年 2 月 「特殊法人の整理合理化について」(閣議決定) 「大規模年金保養基地については、地元の意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。」 平成 9 年 6 月 「特殊法人の整理合理化について」(閣議決定) 「大規模保養基地からは撤退する。」 平成 12 年 3 月 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」が成立(平成 13 年 4 月 1 日施行) 年金資金運用基金において基地資産の譲渡を行い、それまでの間、基地の運営又は資産管理を実施 平成 13 年 12 月 「特殊法人等整理合理化計画」(閣議決定) 「17 年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。」 平成 16 年 6 月 「年金積立金管理運用独立行政法人法」が成立 平成 17 年度末に事業を廃止	昭和 55 年以降 13 基地が順次開業 平成 7 年 7 月 基地の譲渡等地域利用の意向調査取りまとめ 運営委託道県に対して基地の譲渡等地域利用に係る調査を行い、全ての道県が「譲渡の受入れは困難」と回答 平成 9 年 7 月 基地資産の取得について検討を依頼 運営委託道県に対して基地資産の取得の検討を依頼し、全ての道県が「引き受け困難」と回答 平成 12 年 4 月 基地業務からの撤退に関する基本指針(厚生省) 公的施設として引き続き活用されるなど一定の条件の下に地方公共団体等に譲渡する場合、不動産鑑定評価による時価から減額を行うこと等 平成 12 年以降 基地の運営停止及び譲渡を順次実施 平成 16 年 9 月現在 7 基地の運営を停止し、このうち 3 基地及び 1 基地の一部を譲渡済み
---	--

【年金住宅融資事業】

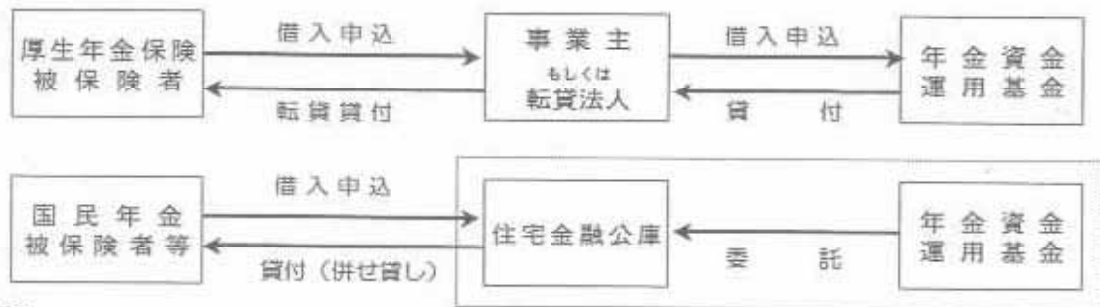
1. 年金住宅融資事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
2. 年金住宅融資事業に関する主な経緯・・・・・・・・・・・・ 11

年金住宅融資事業の概要

- 被保険者の福祉向上を図ることを目的として、被保険者住宅融資は昭和48年度に、分譲住宅融資は昭和41年度に、年金福祉事業団が開始。
- 貸付原資は財政融資資金（旧資金運用部）から借入れ、借入金の元本・利息の償還を利用者からの回収金等で実施。
- 融資債権については、金融機関による債務保証、担保権設定及び連帯保証が行われている。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」とされた。
また、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）により、平成17年度末をもって廃止し、18年度以降、既往の貸付債権の管理回収業務を独立行政法人福祉医療機構が承継して行うこととされた。

【被保険者住宅融資】

- 被保険者が住宅を取得する際に必要な資金の貸付原資を事業主等に対して融資するもの。厚生年金保険被保険者に対しては事業主等による転貸融資、国民年金被保険者等に対しては住宅金融公庫を通じた融資である。



※実績

- ・貸付額累計（平成15年度末）25兆8千億円（403万件）
- ・貸付残高（平成15年度末）4兆9千億円（106万件）
- ・新規貸付（年間）平成8年度（ピーク時）2兆3千億円（23万7千件） → 平成15年度 170億円（2千件）

【分譲住宅融資】

- 被保険者のための分譲住宅の設置に必要な資金を事業主等に対して融資するもの。



※実績

- ・貸付額累計（平成15年度末）2,133億円（1,433件）
- ・貸付残高（平成15年度末）186億円（583件）
- ・新規貸付（年間）昭和52年度（ピーク時）227億円（148件） → 平成15年度 なし

(参考) その他の年金積立金還元融資事業

○ 特別地方債

〔概 要〕昭和36年度から年金積立金還元融資制度の一環として、財政投融資から、地方公共団体が行う地域住民のための公共施設（社会福祉施設、一般廃棄物処理施設、病院等）の整備資金を融資。

平成13年度の財政投融資制度改革に伴い平成12年度をもって廃止。

〔融資対象〕地方公共団体（都道府県及び市町村）

〔主な融資施設〕老人保健施設、保育所、し尿処理施設、ごみ処理施設、病院、診療所など。

	融資決定実績（平成12年度末累計）	
	件数（千件）	金額（億円）
厚生福祉施設整備事業	55	44,691
一般廃棄物処理事業	41	76,261
病 院 事 業	26	62,227
そ の 他	53	40,518
合 計	175	223,697

○ 旧年金福祉事業団の福祉施設設置整備資金融資

〔概 要〕昭和36年の年金福祉事業団が設立時から事業開始。財政投融資を原資として年金被保険者や受給者等の福祉を増進するために必要な施設の設置又は整備に要する資金を融資。

平成13年4月、年金福祉事業団の解散に伴い平成12年度をもって廃止。（年金資金運用基金において、既往債権の管理・回収を承継。）

〔融資対象〕厚生年金保険法による事業主、農業協同組合、消費者生協、健康保険組合など。

〔主な融資施設〕社宅、商工会館、商工会議所、病院、診療所、休養施設、体育施設、老人ホーム、総合レクリエーション施設など。

	融資決定実績 （平成12年度末累計）		残 高 （平成15年度末）	
	件数（千件）	金額（億円）	件数（千件）	金額（億円）
社宅、寄宿舍等の住宅	23	7,959	0.3	125
病院、診療所等の療養施設	2	4,446	0.1	672
商工会館等の厚生福祉施設	8	4,136	0.1	167
合 計	32	16,541	0.4	965

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

年金住宅融資事業に関する主な経緯

昭和 16 年 3 月 労働者年金保険法が公布

昭和 17 年 10 月 「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」が成立

預金部に預け入れた労働者年金保険特別会計の積立金は、地方公共団体等が労働者やその家族のために設置する福祉施設に対する融通（福祉施設資金）及び国債、外国債、社債に運用すること

昭和 18 年 11 月 大蔵・厚生省令に基づき「労働者年金保険福祉施設資金融通規程」を制定し、預金部からの還元融資を開始

- ・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、労働者年金保険法による事業主等
- ・貸付対象施設は、温泉保養所、整形外科病院、総合病院、診療所、労働者住宅、寄宿舍、社宅、会社食堂、厚生農園、戦災被保険者住宅
- ・貸付方法は、事業主に対しては金融機関経由の間接融資、地方公共団体等に対しては直接融資

昭和 21 年 1 月 GHQ・マーカット指令により、還元融資が停止

大蔵省預金部資金の運用は、原則として国債、地方債の消化に限定

昭和 26 年 4 月 資金運用部資金法が施行

政府の特別会計の積立金・余裕金の全額について、大蔵省資金運用部への預託を義務づけ

昭和 27 年 4 月 「厚生年金保険積立金の還元融資実施要領」（大蔵省・厚生省・自治庁の局長通知）により、還元融資が復活

- ・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、住宅組合、厚生年金保険法の適用事業所
- ・貸付方法は、資金運用部からの貸付先が制限されていたため、地方公共団体が事業主体の場合は直接融資だが、その他の者が事業主体の場合は地方公共団体による転貸融資方式
- ・貸付対象施設は、勤労者住宅及び病院に限定

○厚生年金保険法改正時の附帯決議（昭和 29 年 4～5 月）

- ・厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的・民主的措置を講じ、特に拠出者の意向を反映し得るよう工夫すること
- ・厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること

昭和 30 年代 融資対象施設の拡大

- ・ 休養施設 (31 年度)
- ・ 保健厚生施設・厚生会館・体育施設 (32 年度)
- ・ 老人ホーム (33 年度)
- ・ 母子福祉施設 (34 年度)

昭和 36 年 11 月 年金福祉事業団法が成立し、事業団による融資制度を創設

従来の地方公共団体による転貸融資方式については、事務処理が煩雑であること、償還の責任が地方公共団体に転嫁されること、償還能力の弱い中小企業が利用しにくい、といった問題あり

→ 預託された年金積立金を年金福祉事業団が資金運用部から借り入れ、福祉施設を設置する民間企業等の事業主体に直接融資する制度を創設(地方公共団体が事業主体の場合は資金運用部の直接融資(特別地方債))

貸付対象施設は療養施設、厚生福祉施設、老人・身体障害者施設等。また、事業団は老人福祉施設、療養施設等を設置できる。

昭和 47 年 8 月 預託金利の引き下げ

→ 還元融資枠を預託金増加額の $1/4$ から $1/3$ に拡大すること、被保険者住宅資金貸付を創設することについて、大蔵・厚生両省が合意

昭和 48 年 9 月 年金福祉事業団法を一部改正

年金福祉事業団の業務に被保険者住宅資金貸付を追加

被保険者住宅資金貸付

…年金福祉事業団が事業主又は民法法人(事業主の事情により貸付制度を利用できない被保険者に対しても融資の途を開くために設立)等に融資し、事業主等から被保険者に転貸

○国民年金法制定時の附帯決議(昭和 34 年 3 月)

・ 積立金の運用については、被保険者に利益が還元されるよう配慮すること

○厚生年金保険法改正時の附帯決議(昭和 35 年 3 月)

・ 積立金の管理運営については、特に拠出者の意向を反映しうるものとする

・ 還元融資の枠を拡大すること

○国民年金法等改正時の附帯決議(昭和 47 年 6 月)

「年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が十分反映されるようにし、運用使途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行うこと」

○社会保険審議会(昭和 47 年 8 月)

「被保険者への福祉還元の充実について、大幅な改善を図るべき」

○国民年金審議会(昭和 47 年 10 月)

「福祉還元の一層の充実につき改善を図る必要」

昭和 52 年頃～ 転貸民法法人を通じた被保険者住宅資金貸付を中心に制度が普及	○厚生年金保険法改正時の附帯決議（昭和 51 年 5 月） ・積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の自主運用に努めること
平成 9 年 6 月 「特殊法人の整理合理化について」（閣議決定） 「被保険者向け融資業務については、適切な経過措置を講じた上、撤退する。」	
平成 12 年 3 月 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」が成立（平成 13 年 4 月 1 日施行） ・年金資金運用基金が既往の住宅融資債権の管理・回収を実施 ・別に法律で定める日（次々回以降の財政再計算が行われる際、事業の実施状況等を踏まえて検討し、その結果に基づいて定める）までの間、住宅融資事業を実施	
平成 13 年 12 月 「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定） 「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成 17 年度までに廃止する。」	
平成 16 年 6 月 「年金積立金管理運用独立行政法人法」が成立（平成 18 年 4 月 1 日施行） ・平成 17 年度までに新規融資を停止 ・平成 18 年度以降、独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権の管理・回収を実施	

【年金福祉施設事業】

1. 年金の福祉施設の設置目的	P 14
2. 年金の福祉施設の経緯と種類等	15
3. 年金福祉施設に関する主な経緯	21
4. 年金の福祉施設の類型	26
5. 年金の福祉施設の運営形態等について	27
6. 施設整備関係予算（厚生年金、国民年金関係）の推移（過去10年）	28
7. 年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額	29
8. 年金の福祉施設の利用状況（平成15年度）	30
9. 年金の福祉施設の収支状況（施設類型別）	31

年金の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び受給権者等の福祉を増進するため、厚生年金会館や厚生年金病院等の福祉施設を設置し、その運営にあたっては、公益法人に委託する国有民営方式を採っている。

この福祉施設事業は、施設の利用を通じて、長期間にわたって保険料を納める年金被保険者等の公的年金制度に対する理解と信頼を得るとともに、保険料納付意欲の向上や制度の周知を図ることによって、各年金制度の発展の一助としての役割を果たしてきている。

（設置根拠）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

年金の福祉施設の経緯と種類等

○ 設置の経緯

厚生年金保険の福祉施設

- ・ 昭和19年から、(財)年金保険厚生団が設置した整形外科療養所を通じ、疾病や事故により身体に障害を生じた工場労働者等の被保険者を対象に、高度の整形外科療養や温泉療法等の福祉施設事業を開始。その後、整形外科療養所(後の厚生年金病院)を昭和24年から昭和26年にかけて国が買収し、国有民営方式に移行。
- ・ 昭和36年から、被保険者や受給権者のニーズ、社会環境の変化等に対応して、教養文化の向上や健康の保持増進・体位の向上などを目的として、厚生年金会館、老人ホームやスポーツセンターを設置。
- ・ また、昭和48年度の5万円年金や物価スライド制の導入により厚生年金保険制度が大幅に充実し、老後生活の安定が図られたことから、福祉施設においても、長期化する老後生活や健康保持増進への関心の高まり等に対応するため、昭和49年から総合老人ホーム(休暇センター)や健康福祉センター(サンピア)等を設置。

国民年金の福祉施設

- ・ 国民年金制度発足後10年が経過した昭和40年代後半から、被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として、健康保養センターを設置。
- ・ また、昭和50年代に、被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設として、国民年金会館を設置。
- ・ 平成4年からは、被保険者の健康の増進等を図るための施設として、健康センター等を設置。

制度共通の福祉施設

- ・ 健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等が、健康づくりや生きがいづくり等を行うための総合的な福祉施設として昭和50年代後半から社会保険センター等を設置。

○ 種類等

- ・ 厚生年金保険の福祉施設 1 1 1 カ所
- ・ 国民年金の福祉施設 5 9 カ所
- ・ 制度共通の福祉施設 9 2 カ所

(厚生年金保険)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
厚生年金病院	1 0 カ所	・ 終戦前後の産業障害者の生産職場復帰を目的とした整形外科療養の実施機関として昭和 19 年から昭和 21 年にかけて国の補助金と大蔵省預金部からの融通資金により (財) 年金保険厚生団が 4 カ所設置。 ・ その後、昭和 21 年に福祉施設資金融通制度が廃止されたこと等により、昭和 24 年及び昭和 26 年に 3 カ所 (1 カ所は廃止) を国が買収、国有民営方式に移行。 ・ また、戦後の復旧整備が十分に行われず既存の病院が貧弱であったことから、整形外科を中心とした総合病院を昭和 27 年から昭和 37 年にかけて 4 カ所設置。 ・ さらに、健康保険の福祉施設である社会保険病院のうち、整形外科診療を中心としている病院 3 カ所を昭和 43 年から昭和 50 年にかけて、厚生年金病院として厚生年金の福祉施設へ移管。	500 床以上 (5 病院) 300～500 床 (2 病院) 300～200 床 (2 病院) 200 床未満 (1 病院)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
厚生年金会館	21カ所	教養文化の向上を図るため、地域圏の中心的存在である都道府県に昭和36年から昭和59年にかけて6カ所を設置。 また、制度発足後20年を経て、年金給付水準の引き上げや保険料負担の増加に伴い、福祉施設の拡充を図ることとし、昭和49年から昭和63年にかけて、地域に密着した教養文化や健康の保持増進、年金受給者の福祉に配慮した総合施設として15カ所を設置。	宿泊（平均定員95人） 大ホール（7施設） 会議室 等
老人ホーム	29カ所	高齢年金受給者を主たる対象とした老人入居施設として、昭和36年から昭和58年にかけて設置。 なお、昭和41年からは、地域の実情に応じて、長期的な居住目的のほか、高齢者の保養等を目的とした短期保養者も受け入れる形態に移行。	長期（有料老人ホーム） （5施設） 長期（有料老人ホーム） 短期併設（14施設） 短期（10施設）
スポーツセンター	4カ所	被保険者等の健康の保持増進はもとより体育の振興による体位の向上を目的とした体育施設として昭和38年から設置。	体育館、プール、テニスコート、ゴルフ練習場、多目的グラウンド 等 宿泊（平均定員74人）

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
総合老人ホーム (厚生年金休暇センター)	17カ所	年金受給者の急増等に伴い、長期入居を目的とした老人ホームとしての役割に加えて、生きがいや余暇利用等にも着目し、併せて老人の家族・地域住民との交流の場として、また被保険者等の健康増進等にも役立つ総合的な施設として昭和49年から設置。	長期(有料老人ホーム) 併設(8施設) 宿泊(平均定員187人) 体育館、プール、テニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンド 等
健康福祉センター (サンピア)	25カ所	被保険者等の健康保持増進への関心の高まりや有効な余暇利用等のニーズに対応するため、健康増進等の施設として、昭和55年から設置。	宿泊(平均定員89人) 体育館、プール、テニスコート、スケートリンク、多目的グラウンド 等
保養ホーム	4カ所	高齢化の進行や成人病の増加により入退院を繰り返すなど長期にわたる患者へのリハビリテーション及び生活指導、栄養指導等のきめ細かい対応を行うため、病院と家庭の中間的な施設として、昭和55年から設置。	滞在(平均定員78人) 天然温泉(4施設) 健康相談室、栄養指導室、トレーニング室 等
終身利用老人ホーム	1カ所	高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)を推進する観点から、年金受給者等を対象とした終身利用型の老人ホームを平成7年に設置。 (介護保険法の規定に基づく特定施設入所者生活介護事業者)	(入所定員129人) 介護室、ケアルーム、介護浴室、プール 等

(国民年金)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
健康保養センター	47カ所	当初、保養センターの名称で被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として昭和47年から設置。その後、昭和61年から平成3年にかけて、健康保養センターとして、健康づくり機能を併せ備えた施設を設置。	宿泊（平均定員75人） 温泉（天然31施設・人工12施設）、テニスコート、ゲートボール場 等
国民年金会館	2カ所	被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上及び国民年金制度の普及・定着を図るため、昭和54年及び昭和59年に設置。	宿泊（平均定員127人） ホール、会議室 等
健康センター・ 総合健康センター	10カ所	被保険者等の健康づくり・体力づくりを主体とした健康の増進及び福祉の向上を図るなどのため、平成4年から設置。	宿泊（平均定員76人） テニスコート、プール、体育館、トレーニング室 等

(制度共通)

区 分	設置数	経 緯	機 能 等
社会保険センター	48カ所	- 健康づくり事業、生きがい対策事業等の各種事業を総合的に実施することにより、被保険者等の心身の健康の保持増進を図るとともに、医療保険制度の健全財政に寄与することを目的として、昭和58年から平成3年にかけて社会保険センターを設置。 - なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。	相談室、温水プール（16施設）、トレーニング室、講習室、会議室 等
社会保険健康センター	44カ所	- 平成2年から、健康づくり事業を中心として、社会保険健康センターを設置。 - なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。	健康・体力診断室（相談室を含む）、温水プール（43施設）、トレーニング室、講習室 等

年金福祉施設に関する主な経緯

年金を取り巻く状況・提言等	年金の福祉施設の設置状況
昭和16年 3月 労働者年金保険法が公布 昭和17年10月 「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」が成立 ・預金部に預け入れた労働者年金保険特別会計の積立金は、地方公共団体等が労働者やその家族のために設置する福祉施設に対する融通（福祉施設資金）及び国債、外国債、社債に運用すること 昭和18年11月 大蔵・厚生省令に基づき「労働者年金保険福祉施設資金融通規程」を制定し、預金部からの還元融資を開始 ・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、労働者年金保険法による事業主等 ・貸付対象施設は、温泉保養所、整形外科病院、総合病院、診療所、労務者住宅、寄宿舍、社宅、会社食堂、厚生農園、戦災被保険者住宅 ・貸付方法は、事業主に対しては金融機関経由の間接融資、地方公共団体等に対しては直接融資 昭和21年 1月 GHQ・マーカット指令により、還元融資が停止 ・大蔵省預金部資金の運用は、原則として国債、地方債の消化に限定 昭和24年度 厚生省が「福祉施設計画案」を策定 ・整形外科病院の新設等	昭和19年～昭和26年 ○整形外科療養所（厚生年金病院の前身） ・終戦前後の産業障害者の生産職場復帰を目的とした整形外科療養の実施施設として、国の補助金と大蔵省預金部の融通資金を基に、公益法人が民有民営方式で整形外科療養所を4ヵ所設置 ・昭和21年の福祉施設資金融通制度の廃止等により、昭和24年から26年にかけて、国が整形外科診療所を買い上げ（国有民営方式へ移行）て国有化（1ヵ所は廃止）

昭和29年 5月 厚生年金保険法が公布
 ・厚生年金保険法第79条「政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」

昭和34年 1月 社会保障制度審議会答申
 ・「積立金の運用についても被保険者の要望に応じて社会福祉等その利益に還元される制度を確立することが特に肝要」

昭和34年 4月 国民年金法が公布
 ・国民年金法第74条「政府は、第1号被保険者及び第1号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」
 附帯決議（昭和34年4月衆議院本会議）
 ・「積立金の運用については、一部は資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益のために運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること」
 附帯決議（昭和34年4月参議院本会議）
 ・「積立金の運用については、被保険者の利益のために運用する方途を講じ、被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮をすること」

昭和47年10月 国民年金審議会意見
 ・「年金積立金の管理運用については、（中略）有利運用の確保について具体的方策を検討するとともに、福祉還元の一層の充実につきその改善を図る必要がある。」

昭和27年～昭和50年

○厚生年金病院

・戦後の医療の復旧整備が不十分であったため、整形外科を中心とした総合病院を7ヵ所設置
 （厚生年金病院として合計10ヵ所となる）

昭和36年～昭和63年

○厚生年金会館

（21ヵ所設置）

・勤労者の文化・教養、健康の保持増進等を目的とした総合施設

昭和36年～昭和58年

○厚生年金老人ホーム

（29ヵ所設置）

・老齢年金受給者等を対象とした老人入居施設。地域の実情に応じ長期居住、短期保養機能を併せ持つ

昭和38年～平成3年

○厚生年金スポーツセンター

（4ヵ所設置）

・被保険者等の健康の保持増進、体育の振興による体位向上を目的とした体育施設

昭和47年～平成3年

○国民年金健康保養センター

（47ヵ所設置）

・被保険者等の保養、休養、健康づくりを目的とした施設

昭和50年 8月 国民年金審議会意見

- ・「年金積立金については、(中略)有利運用が何よりも必要でありその具体的方策の検討を急ぐべき、また、福祉還元についてもその充実を図る必要がある

昭和54年 9月 国民年金審議会意見

- ・「年金積立金の管理運用については、(中略)有利運用を図るとともに、福祉還元についても充実を図る必要がある」

昭和57年 4月 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院・社会労働委員会)

- ・「年金積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に務めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお、一層努力すること」

昭和49年～平成10年

○厚生年金総合老人ホーム(厚生年金休暇センター)
(17ヵ所設置)

- ・年金受給者の急増等に伴い、長期入居(老人ホーム)の役割に加え、生きがいや余暇、老人の家族地域住民との交流の場、健康増進等を目的とした総合施設

昭和54年～昭和59年

○国民年金会館 (2ヵ所設置)

- ・被保険者等の福祉の増進、教養文化の向上、国民年金制度の普及定着を図ることを目的とした施設

昭和55年～平成12年

○厚生年金健康福祉センター(サンピア)

(25ヵ所設置)

- ・被保険者等の健康増進、有効な余暇利用のための施設

昭和55年～平成8年

○厚生年金保養ホーム (4ヵ所)

- ・高齢化の進行や成人病の増加により、入退院を繰り返すなどの長期にわたる患者へのリハビリ、生活指導、栄養指導等を行う、病院と家庭の中間的施設

昭和58年～平成3年

○制度共通施設 社会保険センター (48ヵ所設置)

- ・被保険者等の健康づくり事業及び生きがい対策事業を総合的に実施し、心身の健康の保持を図るとともに、医療保険制度の健全財政に寄与することを目的とした施設

平成15年度からは、生活習慣病の一次予防を重視した健康づくり事業等を新たに実施

平成元年度 「高齢者保健福祉推進十か年計画（ゴールドプラン）」の策定 （厚生、大蔵、自治の三大臣合意） 平成元年 6月 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議（参議院・社会労働委員会） ・厚生年金の福祉施設として行う有料老人ホームその他の公的な有料老人ホームの拡充について検討すること。 平成 9年 6月 社会保険の保健福祉施設に関する見直し ・社会保険の保健福祉施設については、計画進行中のものを除き新たな設置は行わない。また、既存施設については統廃合、移譲等を含めて見直すとともに、施設整備費は平成11年度までに半減することとした。 平成12年 5月 民間と競合する公的施設の改革について（閣議決定） ・国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設について、施設の新築及び増築の禁止、既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置並びに地方公共団体における措置の要請が決定された。	平成2年～平成11年 ○制度共通施設 社会保険健康センター （44ヵ所設置） ・健康づくり事業を中心とした施設であり平成15年度からは生活習慣病の一次予防を重視した健康づくり事業等を新たに実施 平成4年～平成12年 ○国民年金健康センター・総合健康センター （10ヵ所設置） ・被保険者等の健康づくり、体力づくりを主体とした健康の増進及び福祉の向上を目的とした施設 平成7年 ○終身利用老人ホーム （1ヵ所） ・高齢者保健福祉推進十か年計画（ゴールドプラン）推進の観点から、年金受給者等を対象とした終身利用型の老人ホーム（介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護事業者）
---	--

平成12年12月 行政改革大綱（閣議決定）

- ・国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設について、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月閣議決定）に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。

平成15年11月 「持続可能」で「安心」の年金制度とするために

（年金制度改革厚生労働省案）

- ・年金の福祉施設については、制度の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、今後、施設整備について保険料財源を投入しないことを基本とするなど、その見直しを行う。

平成16年 3月 年金福祉施設等の見直しについて（合意）

（与党年金制度改革協議会）

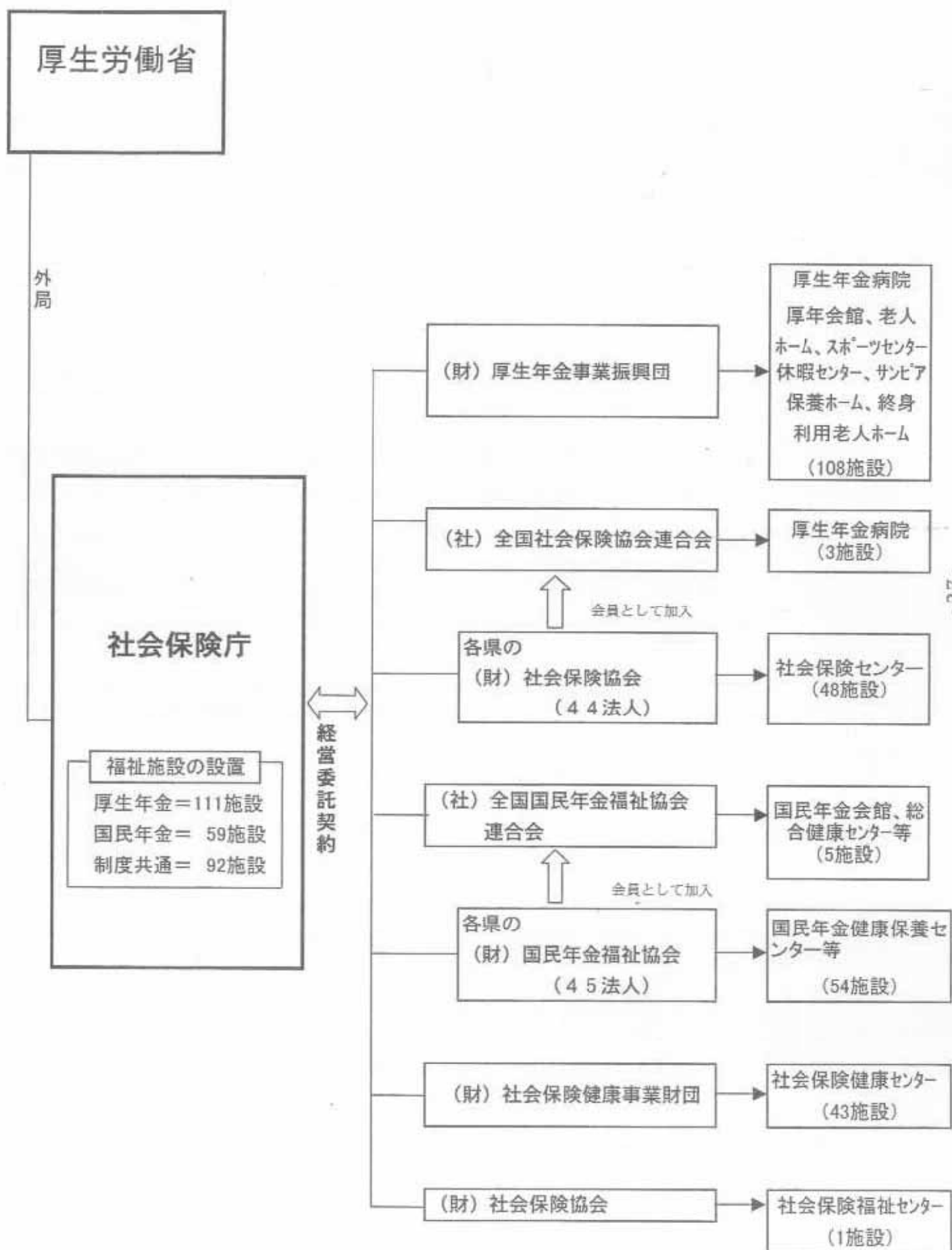
- ・今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費に投入しない。
- ・福祉施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。
- ・厚生年金病院については平成17年度中に、病院以外の施設については平成16年度中に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。
- ・平成17年度に福祉施設の整理を行うための独立行政法人を設置し、5年を目処に整理合理化を進める。

年金の福祉施設の類型

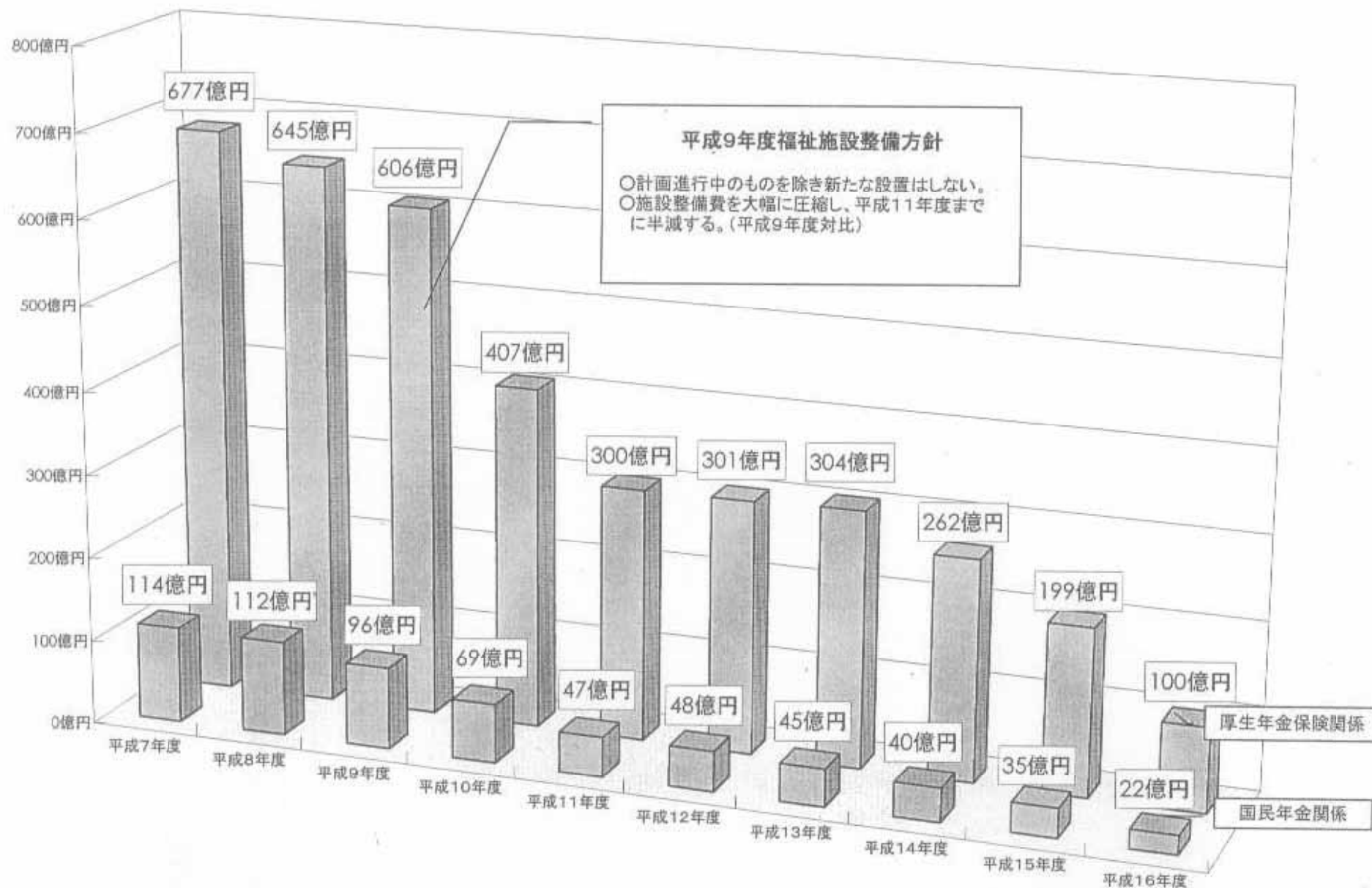
類型 制度	医療等施設	老人ホーム等	会館等		体育施設	疾病予防・健康増進施設
			郊外型	都市型		
厚生年金保険	厚生年金病院 (10)	老人ホーム (29) 長期 (5) 長期短期併設 (14) 短期 (10)		厚生年金会館 (21) うち大ホール (7)	スポーツセンター (4)	
	保養ホーム (4)	総合老人ホーム (17) (厚生年金休暇センター) うち老人ホーム併設 (8)				
		終身利用老人ホーム (1)	健康福祉センター (25) (サンピア)			
国民年金			健康保養センター (47)	国民年金会館 (2) うちホール (1)		
			健康センター 総合健康センター (10)			社会保険センター (48)
制度共通						社会保険健康センター (44)

注) () 内は施設数

年金の福祉施設の運営形態等について



◇ 施設整備関係予算(厚生年金、国民年金関係)の推移(過去10年)



年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額

厚生保険特別会計	
11,943億円	
厚生年金保険関係整備費 ^(注1) (昭和27年度～平成15年度)	9,948億円
不動産購入費 ^(注2) (昭和44年度～平成15年度)	1,994億円

(注1) 昭和23年度～昭和26年度決算までは、(目)医療施設整備費として計上されており、健康保険と厚生年金保険の区分がなされていないため累計額から除外している。

(参考) 昭和23年度～昭和26年度

(目)医療施設整備費の累計 13億円

(注2) 昭和44年度前の不動産購入については、整備費により実施。

国民年金特別会計	
2,410億円	
国民年金関係整備費 (昭和46年度～平成15年度)	1,776億円
不動産購入費 (昭和46年度～平成15年度)	634億円

合 計	
14,353億円	
年金の福祉施設関係整備費	11,724億円
不動産購入費	2,628億円

* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

年金の福祉施設の利用状況(平成15年度)

厚生年金保険	施設数	延べ利用者数
厚生年金病院	10 カ所	2,889 千人
厚生年金会館	21	6,947
老人ホーム	32	2,453
スポーツセンター	4	1,764
総合老人ホーム(休暇センター)	17	6,247
健康福祉センター(サンピア)	25	6,963
保養ホーム	4	93
終身利用老人ホーム(サンテール)	1	43
合 計	114	27,400

国民年金	施設数	延べ利用者数
健康保養センター	47 カ所	2,772 千人
国民年金会館	2	899
健康センター・総合健康センター	10	1,358
合 計	59	5,029

制 度 共 通	施設数	延べ利用者数
社会保険センター	48 カ所	7,096 千人
社会保険健康センター	44	4,459
合 計	92	11,555

* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

年金の福祉施設の収支状況(施設類型別)

厚生年金保険	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
厚生年金病院	720.6億円	697.0億円	23.5億円	702.3億円	690.2億円	12.1億円	711.8億円	694.1億円	17.7億円	234.3億円
	黒字9カ所	赤字1カ所		黒字8カ所	赤字2カ所		黒字10カ所	赤字0カ所		黒字8カ所 赤字2カ所
厚生年金会館	208.0億円	207.0億円	1.1億円	198.4億円	198.1億円	0.3億円	187.1億円	187.7億円	▲0.6億円	56.0億円
	黒字15カ所	赤字6カ所		黒字15カ所	赤字6カ所		黒字13カ所	赤字8カ所		黒字15カ所 赤字6カ所
老人ホーム	63.0億円	62.9億円	0.1億円	60.2億円	60.2億円	0.0億円	58.8億円	58.6億円	0.1億円	▲2.9億円
	黒字22カ所	赤字13カ所		黒字20カ所	赤字14カ所		黒字25カ所	赤字7カ所		黒字15カ所 赤字17カ所
スポーツセンター	23.2億円	21.2億円	2.0億円	23.7億円	21.2億円	2.5億円	22.2億円	20.3億円	1.9億円	22.1億円
	黒字3カ所	赤字1カ所		黒字4カ所	赤字0カ所		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字3カ所 赤字1カ所
総合老人ホーム (休職センター)	119.6億円	117.7億円	1.9億円	113.2億円	113.6億円	▲0.4億円	113.3億円	112.0億円	1.3億円	11.1億円
	黒字13カ所	赤字4カ所		黒字10カ所	赤字7カ所		黒字12カ所	赤字5カ所		黒字9カ所 赤字8カ所
健康福祉センター (サンピア)	145.1億円	144.2億円	0.9億円	140.9億円	138.8億円	2.0億円	129.0億円	128.9億円	0.1億円	▲55.0億円
	黒字21カ所	赤字4カ所		黒字21カ所	赤字4カ所		黒字17カ所	赤字8カ所		黒字7カ所 赤字18カ所
保養ホーム	6.2億円	6.3億円	▲0.1億円	6.7億円	6.7億円	0.0億円	6.8億円	6.8億円	0.0億円	▲0.8億円
	黒字3カ所	赤字1カ所		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字3カ所	赤字1カ所		黒字2カ所 赤字2カ所
終身利用老人ホーム	3.4億円	3.3億円	0.1億円	3.6億円	3.5億円	0.1億円	3.6億円	3.5億円	0.1億円	3.3億円
	黒字1カ所	赤字0カ所		黒字1カ所	赤字0カ所		黒字1カ所	赤字0カ所		黒字1カ所 赤字0カ所
合 計	1,289.1億円	1,259.6億円	29.5億円	1,249.0億円	1,232.5億円	16.5億円	1,232.6億円	1,211.9億円	20.7億円	268.0億円
	黒字87カ所	赤字30カ所		黒字82カ所	赤字34カ所		黒字84カ所	赤字30カ所		黒字60カ所 赤字54カ所

国民年金	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
健康保養センター	98.2億円	98.0億円	0.2億円	94.5億円	93.8億円	0.8億円	88.3億円	87.9億円	0.4億円	18.8億円
	黒字32カ所	赤字15カ所		黒字34カ所	赤字13カ所		黒字33カ所	赤字14カ所		黒字39カ所 赤字8カ所
国民年金会館	20.7億円	21.5億円	▲0.8億円	22.6億円	22.0億円	0.6億円	21.9億円	21.4億円	0.5億円	▲3.5億円
	黒字1カ所	赤字1カ所		黒字2カ所	赤字0カ所		黒字2カ所	赤字0カ所		黒字1カ所 赤字1カ所
健康センター・ 総合健康センター	30.1億円	29.8億円	0.3億円	28.6億円	28.5億円	0.1億円	29.1億円	28.5億円	0.6億円	0.3億円
	黒字9カ所	赤字1カ所		黒字8カ所	赤字2カ所		黒字10カ所	赤字0カ所		黒字6カ所 赤字4カ所
合 計	149.0億円	149.3億円	▲0.3億円	145.8億円	144.3億円	1.4億円	139.3億円	137.8億円	1.6億円	15.5億円
	黒字42カ所	赤字17カ所		黒字44カ所	赤字15カ所		黒字45カ所	赤字14カ所		黒字46カ所 赤字13カ所

制度共通	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成15年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
社会保険センター	89.6億円	89.5億円	0.1億円	88.1億円	87.7億円	0.4億円	86.9億円	85.9億円	1.0億円	65.6億円
	黒字34カ所	赤字14カ所		黒字36カ所	赤字12カ所		黒字42カ所	赤字6カ所		黒字48カ所 赤字0カ所
社会保険健康センター	57.9億円	56.5億円	1.5億円	58.1億円	55.6億円	2.5億円	56.2億円	54.6億円	1.6億円	24.0億円
	黒字29カ所	赤字15カ所		黒字37カ所	赤字7カ所		黒字37カ所	赤字7カ所		黒字39カ所 赤字5カ所
合 計	147.5億円	145.9億円	1.6億円	146.2億円	143.2億円	3.0億円	143.1億円	140.6億円	2.6億円	89.6億円
	黒字63カ所	赤字29カ所		黒字73カ所	赤字19カ所		黒字79カ所	赤字13カ所		黒字87カ所 赤字5カ所

※ 端数整理のため、一部合計が不一致である。

検証会議における検証検討事項等について（案）

1 検証検討事項

- （１）年金の福祉還元事業を政策全般としてどのように評価するか。
- （２）個別の事業は適切に行われたか。
- （３）（１）及び（２）を踏まえ、今後の厚生労働行政の政策決定のあり方をどのように見直すべきか。

2 具体的な論点

- （１）政策全般について
 - ・ 政策決定はどのような過程をたどったか。
 - ・ 年金の福祉還元事業の政策目的は達成されたのか。
 - ・ 過去国会等においてどのような議論が行われたのか。
 - ・ 政策の評価はどのように行われてきたか。
- （２）個別事業について
 - ・ 立地場所の選定や建物の設置は適切に行われたか。
 - ・ 運営の効率化にどのように取り組んできたか。
- （３）政策決定のあり方について
 - ・ 今後の厚生労働行政の政策決定のあり方をどのように見直すべきか。

3 検証の方法

- （１）保存文書や参考文献の分析
- （２）関係者からのヒアリング
- （３）関係者に対するアンケート調査

4 スケジュール

